

# 帝国議会で追及された兵器商社泰平組合

名古屋 貢

## はじめに

日本の兵器輸出専門商社であった泰平組合は、明治 41（1908）年 6 月 4 日付で寺内正毅陸軍大臣が、東京及大阪砲兵工廠の製造する兵器及附属品の販売を、合資会社高田商会、合名会社大倉組、三井物産合名会社の 3 社に対して許可する旨の訓示を出したことによって設立された。それまで 3 社は中国やタイへの兵器輸出にしのぎを削っていた。陸軍の思惑は、日露戦争で肥大した砲兵工廠の生産力を平時においても維持すること、そして日本の兵器商社を一本化して無用の競争を避け、兵器について諸外国との競争力を保とうというものであった。泰平組合は、陸軍大臣の訓示すなわち命令を 3 社が受け入れて作られたものである。しかし、陸軍が想定していた泰平組合の兵器輸出先は軍事先進国である欧米諸国ではなく、せいぜい中国での兵器販売を目指すものであった。

しかし、第一次世界大戦が勃発すると様相は一変する。この大戦は、自国軍が使用する兵器さえ不足するほどの一大消耗戦となった。このため、日本にはロシア、イギリス、フランスから膨大な量の兵器供給依頼が舞い込み、それまで閑散としていた陸軍砲兵工廠は全力で生産を行うこととなった。また、この砲兵工廠が生産する兵器は、すべて泰平組合を通じて輸出されたため、泰平組合は多額の手数料を得た。受け取った手数料の一部は陸軍関係者に賄賂として使われたと考えられる。同様に、砲兵工廠も莫大な利益をあげたが、それは特別会計に繰り入れられて内部留保され、国庫には納付されなかった。一般会計で賄われる兵工廠の設備や材料で生産したものであるため、本来その益金は一般会計に戻るのが筋であるが、着服したといわれても仕方のない方法で処理したことになる。

本論文は、日露戦争後 10 年を経ない間に、陸軍が、軍人のモラルをなくし、政商となっていった原因と過程を検証する。本論文では扱わないが、海軍もシーメンス事件を起こしていることから、陸軍も海軍も同様の体質に変わっていたと考えてよいであろう。

陸軍の益金の行方や泰平組合については、シーメンス事件とは異なり、司直の手が入ることがなかったためにほとんど資料は存在しない。そのため本論文では、当時の議会でのやり取りや議員の質問などによって、その概要を明らかにする。また、大正初期に陸軍が執拗に固執した 2 個師団増設問題が、その後の陸軍の行動様式を決定した問題であるととらえ、この問題の発生原因であると考えられる当時の国防方針、すなわち明治 40（1907）年に策定された「帝国国防方針」を軸に検証していく。「帝国国防方針」についての先行研究には、黒野耐『帝国国防方針の研究』がある<sup>(1)</sup>。本書は、陸海軍の軍備拡張は日本の戦略に合わせたものではなく、陸海軍は「帝国国防方針」を軍備拡張の根拠として利用したとしている。また、泰平組合問題についての研究には、柴田善雅氏「陸軍軍命令商社の活動」<sup>(2)</sup>、中川清氏「明治大正期における兵器商社高田商会」<sup>(3)</sup>がある。

## 1. 帝国国防方針と陸海軍の動向

日露戦争に辛勝した日本は、明治 39 (1906) 年頃から田中義一中佐を中心に、日露戦争の反省を踏まえて国防方針の策定を行った。この「帝国国防方針」策定の経緯とその内容を、黒野の『日本を滅ぼした国防方針』によって試みる。黒野によれば、「帝国国防方針」は明治 40 (1907) 年 1 月 29 日に陸海軍間の協議が終了し、同年 2 月 1 日両統帥部部長が天皇に国防方針を奉答した。そして、同年 4 月 4 日に天皇はこの「帝国国防方針」を裁可した<sup>(4)</sup>。「帝国国防方針」には、国防意思の統一と、陸海軍が軍備を拡張し続けるための正当性を確立する狙いがあった<sup>(5)</sup>。当時満州におけるロシアの脅威は急速に薄れつつあり、日本海側では日本に対抗できる海軍力は皆無であった。また、日米間には日本移民排斥問題がくすぶり始め、中国との間では満州における経済対立があったが、ただちに戦争という危険域に到達するような状況ではなかった。このように、日本周辺に取り立てて脅威がない状況にあって、陸海軍は継続的に軍備を拡張するための確固とした根拠を求める必要があった。このため、「帝国国防方針」は、日本の安全を確実にすることよりも、陸海軍の組織的拡張と維持のための方便と数合わせの場となった<sup>(6)</sup>。たとえば、作戦実行の責任者である児玉参謀総長は、戦時に必要な陸軍の兵力数は 40 個師団であるとしたが、兵力整備の責任者である寺内陸相は山縣元帥が推す 50 個師団に同調したために、40 個師団ではなく 50 個師団と決まった。この決定は、山縣を中心とする長州閥が押し切ったものであった。国防政策の要である兵力整備が権力闘争の具とされるという、極めて無責任なものであった<sup>(7)</sup>。

策定された「帝国国防方針」における仮想敵国には、ロシア、アメリカ、ドイツ、フランスが明示され、その優先順位は第一がロシア、第二がアメリカとされた<sup>(8)</sup>。すなわち、陸軍はロシアを、海軍はアメリカを仮想敵国とすることとしたが、これは地政学的に相矛盾するものであり、政府の仕事である外交をないがしろにするものであった。

また、日本海海戦でロシア艦隊を壊滅させたため、海軍にとっては日本海側での脅威は完全になくなっていった。このため、海軍は陸軍以上に軍備拡張の理由を必要とし、アメリカを太平洋方面の脅威と位置づけることに、その存在意義を求めた。アメリカが日本を仮想敵国とするオレンジプランを策定したのは 1920 年代になってからである。それに対して日本は明治 40 (1907) 年の「帝国国防方針」においてすでにアメリカを仮想敵国としており、アメリカに比べて 10 年以上早いことになる。こうしたことから、海軍がアメリカを仮想敵国したことは唐突であり、軍備拡張の理由を得ることが目的であったといえよう。この安易な海軍の仮想敵国設定は、こののち日本が日露戦争に勝利した要因の一つである日英同盟の行く末に大きな影響を与えることになる。大正 10 (1921) 年のワシントン会議で、アメリカは、英国との関係が緊張した場合に、日本が日英同盟を根拠に共同してアメリカに敵対することを懸念して、日・英に同盟破棄を強くせまり、その結果日英同盟は破棄されることとなった。

日本の長期的国家戦略と政戦略を明文化する唯一の場である「帝国国防方針」は、日露戦争の論功行賞としての、陸軍と海軍の装備要求をまとめただけのものであり、陸海軍と外交の協調は考慮されていなかったのである。こうした「帝国国防方針」にしたがって、陸軍も兵備の整備を行った。日露戦争末期の日本陸軍は、17 個師団と 16 個後備旅団を基幹とする約 200 万人の兵力を有していた<sup>(9)</sup>。

「帝国国防方針」策定の過程で、陸軍の所要兵力は平時 25（戦時 50）個師団と決定された。その「整備要領」によると、明治 40（1907）年度に 2 個師団を増設し<sup>(10)</sup>、19 個師団とするとしていた。このために必要な予算は、単年度 1000 万円、11 年間で総額 1 億 1000 万円であった。そして、「帝国国防方針」で定めた平時の師団数を 25 個師団とするための 6 個師団増設は、財政状況を見て実施することとなった<sup>(11)</sup>。この 2 個師団増設問題が、明治末期から第一次世界大戦初頭までの日本政治を揺るがす根の深い問題となっていった。

「帝国国防方針」は、戦時に必要な兵力を 50 個師団としていたが、財政悪化のため計画通りに進めることは不可能に近かった。ところが、仮想敵国の最上位に位置づけられていたロシアは日露戦争敗戦の痛手から立ち直り、明治 44（1911）年には約 35 個軍団（70 個師団）の兵力を極東に配置するまでに回復すると予想された<sup>(12)</sup>。このような事態に、大正元（1912）年 12 月陸軍は「帝国国防方針」の整備要領にしたがい、平時 25 個師団体制に到達する過程として、未整備 6 個師団の一部である 2 個師団の増設を要求した。しかし、西園寺公望首相は財政難を理由にこれを拒否した。このため西園寺内閣の陸軍大臣上原勇作が帷幄上奏し<sup>(13)</sup>、辞任した。その後、陸軍は、軍部大臣現役武官制を利用して、上原の後任を出さなかったために、西園寺内閣は総辞職し崩壊した。この後軍部大臣現役武官制は、陸軍が合法的に政府を倒す手法となった。

一方、1906（明治 39）年 12 月イギリスでド級戦艦ともいわれる「ドレッドノート」<sup>(14)</sup>という革新的な戦艦が竣工した。この戦艦の出現によって軍艦の設計思想は根本的に変化し、それ以前に建造された軍艦はすべて旧式となった。これは、各国の海軍に大きな衝撃を与え、各国はその対応に追われることとなった。日本海軍も「ドレッドノート」の出現に軍艦設計の方針変更を余儀なくされたが、その実行には莫大な費用が必要であった。海軍は、所要兵力を「……米國ノ海軍ニ対シ東洋ニ於テ攻勢ヲ取ルヲ度トス……」とし、「……東洋ニ在テ攻勢ヲ取ランカ為ニハ我海軍ハ常ニ最新式即チ最精鋭ナル艦隊ヲ備ヘサルヘカラス……」としている<sup>(15)</sup>。そして、1 艦隊 8 隻の艦隊を 2 個組織する八八艦隊の建設を目指すこととした<sup>(16)</sup>。このため、明治 44（1911）年、1 等戦艦 7 隻、1 等巡洋艦 2 隻等からなる、総額約 3 億 5200 万円の「海軍軍備緊急充実ノ議」を齋藤実海相は西園寺公望総理に提出し八八艦隊の実現を目指した。しかし、これも財政難のため明治 46（1913）年度以降の予算に 3 隻の戦艦建造費 9000 万円が認められたにすぎなかった<sup>(17)</sup>。

朝野は、この陸海軍の軍備拡張と歳入不足をどのようにみていたかを、大正 1（1912）年 11 月 23 日の『東京朝日新聞』の記事「陸海軍拡張と歳入不足」にみとめる<sup>(18)</sup>。これによると、政府が帝国議会予算委員会に提出した財政 8 カ年計画によれば、明治 45（1912）年度 1805 万 6562 円、明治 46（1913）年度 643 万 7695 円、明治 47（1914）年度 617 万 423 円、明治 48（1915）年度 344 万 3133 円の歳入不足、そしてそれ以降、明治 49（1916）年度には 2217 万 8631 円、明治 50（1917）年度 3127 万 7275 円、明治 51（1918）年度 3379 万 8946 円、明治 52（1919）年度 3478 万 2908 円の黒字が見積もられていた。ところが、政府が第 30 回帝国議会に提出を予定していた海軍拡張費は、明治 45（1912）年度 150 万円、明治 46（1913）年度 900 万円、明治 47（1914）年度 1000 万円、明治 48（1915）年度 1900 万円、明治 49（1916）年度 4500 万円、明治 50（1917）年度 450 万円、合計 8800 万円であった。さらに、陸軍の二個師団増設が認められた場合には、約 2500 万円の初度調弁費のほ

かに、経常歳出が毎年度約 460 万円の増加が見込まれた。この時期の一般財政に占める軍事費は、明治 39 (1906) 年 52 %、明治 49 (1916) 年 34.5 %、それ以降 30 %台が続き、大正 6 (1917) 年には 41.5 %、大正 8 (1919) 年 51.8 %、大正 9 (1920) 年 55.0 %、大正 10 (1921) 年 52.5 %と予想されたため、陸海軍の増強計画をそのまま実行した場合には、国家財政は耐えられる状況ではなかった<sup>(19)</sup>。

財政難の中でも比較的予算が認められてきた海軍にくらべて、陸軍では、師団の拡張はおろか陸軍砲兵工廠の運営も行き詰っていた。大正 2 (1913) 年 6 月の『万朝報』の記事「砲兵廠の乱脈」によると<sup>(20)</sup>、大正 2 (1913) 年の砲兵工廠は予算が不成立となり閑散とした状態となった。このため、1 万 4000 人の職工中 2500 人から 2600 人を解雇しなければならない事態に陥った。このような大幅な人員削減の結果、砲兵工廠の生産力は年間小銃 5 万挺、弾薬 20 万発まで落ち込んだ。工廠はこの打開策として、稼働を維持するため外国から兵器製造の注文を受けることにした。そして、ある国から当初金額 36 万円、次に 40 万円合計 76 万円の緑色弾薬製造の注文を受けて製造を行ったが、引き取り検査に訪れた依頼主は、工廠で製造された製品を見るなり、到底役に立たないと云う理由で受け取りを拒絶した。この結果、工廠の欠損は約 60 万円に達したとされている。これは、熟練工の解雇などで、工廠の技術力が低下したこと、職員の士気が落ちたことなどから、生産される兵器の質が極端に落ちたことを示している。ところで、政府はそれまで工廠に固定資本として 1 億 2000 万円を投資し、運転資本として 2700 万円を支出してきたが、工廠が国庫に納入した利益は毎年 3 万円から 5 万円に過ぎなかった。表向きは、大正元 (1912) 年度における工廠の剰余金は 140 万円となっていたが、実際には砲銃雑費 70 万円、砲銃具雑費 60 万円の損失が別途あることが判明した。したがって、この剰余金はほとんど架空ということになる。すなわち、砲兵工廠の会計は粉飾されている可能性が高かった。

この『万朝報』の記事は、ほかに泰平組合について触れている。このころの沈滞した工廠の中で、三井・大倉・高田が共同して設立した泰平組合の職員が、工廠内を横行している様子が記されている。そして、泰平組合の職員は一部の工廠職員と妙な行動をしていることが、工廠内ではほとんど公然の秘密となっていた。さらには、一般職員の間には工廠の作業課職員が泰平組合から 2 %ないし 3 %の売上の割戻しをうけているという風説までが流布していた。そのうえ、多くの職員が解雇されるなかで、高級将校には離職後泰平組合の事務員となった者がおり、就職難のなかで安泰に過ごしていることに一般職員の間には非難と不満があふれているとしている。この記事は、日露戦争時には、砲兵工廠は兵器や弾薬の増産で日露戦争を後方から支え重要な役割を果たしたが、日露戦後はほとんど製造する武器弾薬もなく閑散としていた様子を示している。それとともに、工廠の高級職員が特権的に泰平組合へ再就職を決め、泰平組合から賄賂を受け取っていると噂されるなど、この頃までに工廠と泰平組合の間には癒着の構造ができあがっていたことがわかる。

明治 40 (1907) 年陸海軍は「帝国国防方針」で策定された所要兵力の整備を開始することになるが、日露戦争の戦費を外債に頼ったために日本はその返済に苦しんでおり、「帝国国防方針」に決められた兵力整備のためには予算が大幅に不足していた。また砲兵工廠の剰余兵器製造能力を持て余していた。そのようななかで、イギリスの戦艦「ドレッドノート」が出現したために、海軍の兵備計画だけは苦しい財政の中で優先的に予算配分が行われた。陸軍が予算要求する兵備計画は後回しにされ、陸軍の不満が増大していった。こうして、2 個師団増設問題は陸軍の面子をかけた省益確保の象徴的問題と

なっていた。また、陸軍が作った泰平組合は砲兵工廠と癒着することで三井、大倉、高田の利益を独占的に確保するとともに、その利益の一部を陸軍高官に還元する手段として使われることとなった。

## 2. 第37回帝国議会での泰平組合

その後、大正3(1914)年12月7日に召集された第35回帝国議会に再度2個師団増設案が提出された。その審議の様子を、「第35回帝国議会衆議院議事録」の質疑応答にみている<sup>(21)</sup>。

2個師団増設問題について質問に立ったのは澤來太郎であった。澤は、国防計画はその時の情勢に応じて変化すべきであり、日本の仮想敵国であるロシアが欧州戦争に参戦し闘っているときに「帝国国防方針」で決定されているという理由だけで、この時期に2個師団増設を行うことが本当に必要なのかとしている。澤の指摘するように、陸軍は海軍とのバランスや自己の省益に固執して、2個師団増設を提案したと考えられる。さらに澤は、明治45(1912)年にはじめて2個師団増設が提案された時の予算要求額は合計717万1137円であったが、今回の要求額は1198万57円と479万4931円も増加しており、この間の経済の変動を勘案してもその理由は不明であると追及した。これに対して、岡陸軍大臣が答弁に立ち2個師団増設に同意を求めたが不調におわった。採決の結果またもや2個師団増設は否決されたが、海軍が提出した艦船建造の予算は可決成立した。このため、大隈重信総理大臣は大正3(1914)年12月25日に衆議院を解散し、翌4(1915)年3月25日総選挙が行われることとなった。2個師団問題で政局は流動化していったのである。

日本は、第一次世界大戦の主戦場である欧州から遠く離れていたため、この時期連合軍から膨大な量の銃、弾薬、衣料品などの軍需品供給の強い依頼が舞い込んできた。そして日本は、英国、フランス、ロシアの3カ国に対して兵器供給を開始したが、特に戦争準備の整っていなかったロシアの供給依頼は日本側の想像を大幅に超えるものであった。このため東京、大阪の両砲兵工廠は全力で増産に努めるとともに、在庫品をやりくりして希望に応じたが、それも大正4(1915)年8月には底をつくに至った。同年夏ワルシャワ付近での戦闘にロシアが敗北したため、連合軍にとって東部戦線の崩壊が懸念される重大な局面を迎えた。この事態を憂慮したイギリス国王は、親電でロシア向け兵器の供給を飛躍的に増強することを日本に要請してきた。しかし、陸軍所轄の東京、大阪両砲兵工廠は大正初年とは打って変わり、増産に次ぐ増産を行っており、追加増産は困難な状況にあった。このため、大正4(1915)年8月27日陸軍省内部に兵器調査委員会が設立され、連合軍の要請に応じる方策を至急調査することとなった<sup>(22)</sup>。委員会の見積りでは、連合軍への兵器供給量は、大正5(1916)年度の砲兵工廠生産量すべてと、大正6(1917)年度の小銃15万挺と実包1億5000万発であった。しかし、この程度の量では連合軍、特にロシアからの依頼数量を満たすことはとうていできなかった。そこで調査委員会は、大正5(1916)年12月までに小銃15万挺と実包1億発、大正6(1917)年12月までに小銃21万挺と実包2億1000万発、大正7(1918)年12月までに小銃25万挺と実包2億5000万発、大正8(1919)年12月までに小銃29万挺と実包2億9000万発、大正9(1920)年12月までに小銃35万挺と実包3億5000万発、合計小銃120万挺と実包12億発を生産するという計画を立案した。

その具体策が、大正4(1915)年9月9日作成の「兵器製造所新設ニ関スル閣議案」<sup>(23)</sup>であり、そこで決定されたロシアへの兵器供給量の合計は、小銃190万挺、実包15億6000万発であった。この

計画には、新設工場での生産も加えられており、当初計画より小銃で4割以上、実包では3割の増加であった（表1参照）。

大正4（1915）年9月11日に開かれた第2回兵器調査委員会では、砲兵工廠が戦時状態に移行し全力生産を行った場合には、砲兵工廠の歳出予算に不足が生ずる可能性があるため、あらかじめ予算外支出を承認すること、材料準備のため年度開始前に予算外で国庫負担による契約額を大幅に増やすことを政府に求めた。その具体案は、砲兵工廠の製造能力を増加させるために、東京工廠の作業予備金から約50万円の支出と、緊急拡張費用として約177万円の支出を求めている。その内訳は100万円が臨時事件費、残りの77万円は追加予算であった。さらに、東京砲兵工廠の小銃製造設備の拡張費用として、東京砲兵工廠作業予備金より約55万円の支出を求めた。これらの調査委員会の提言は、政府の保証で材料購入を予算決定前に行うということであり、支出先が決められた一般会計の費用を他の目的に流用するということである。

また、このほかにも委員会は重要な決定を行っている。それは、陸軍が独占的に行っていた兵器製造を民間に許可し生産させることで、増産を目論んだことである。その際に、三井、大倉、高田の3社で合弁会社を設立し、兵器製造工場の運営を任せようというものであった。この3社は陸軍の兵器輸出を担当している泰平組合の組合員であったことから、陸軍の要請に簡単に応ずると考えたものであろう。なお、調査委員会は民間会社が製造する兵器の価格を、三八式小銃は1挺につき49円、実包は1000発につき90円と決めていた。

しかし、この計画は、理由は定かではないが、立ち消えとなった。その後、この3社による兵器製造は、張作霖が作った東三省兵工廠を、満州事変後に改組して奉天砲兵所を開設したときに実現することになる。

表1 小銃及実包譲与員数予定表

		砲兵工廠生産品	新設工場生産品	計
大正5年12月まで	小銃	150,000		150,000
	実包	100,000,000		100,000,000
大正6年12月まで	小銃	250,000	60,000	310,000
	実包	200,000,000	60,000,000	260,000,000
大正7年12月まで	小銃	300,000	140,000	440,000
	実包	220,000,000	140,000,000	360,000,000
大正8年12月まで	小銃	300,000	200,000	500,000
	実包	220,000,000	200,000,000	420,000,000
大正9年12月まで	小銃	300,000	200,000	500,000
	実包	220,000,000	200,000,000	420,000,000
計	小銃	1,300,000	600,000	1,900,000
	実包	960,000,000	600,000,000	1,560,000,000

出典：JACAR（アジア歴史資料センター）REF.C03025305600（第41、42画像）陸軍省大日記、欧受大日記、大正11年「欧受大日記02月」、『兵器製造調査委員会記事並調査書類報告ノ件』（防衛庁防衛研究所）。

以上のように、予算措置を講ずる以前に、主としてロシアに対する兵器供給のために必要な資材の買い付けや生産設備の増強は動き出したが、これらの費用については大正4(1915)年12月の第37回帝国議会で審議されることとなった。この審議の様様を、「官報号外 大正四年十二月二十七日衆議院議事録速記録第十三号臨時軍事費予算追加及追加予算案」<sup>(24)</sup>にみてる。

大正4(1915)年12月の衆議院本会議の冒頭で衆議院予算委員会委員長片岡直温が、同年12月21日に政府から提出された「臨時軍事費予算追加」、「大正四年度歳入歳出予算追加」、「第一号 特第一号 大正四年度各特別会計歳入歳出予算案」、「第一号 大正五年度歳入歳出総予算追加」、「追第一号 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ニ関スル件」、「特第一号 大正五年度特別会計歳入歳出追加予算」の各案件は同月24日から26日まで衆議院予算委員会で審議がなされ可決されたことを報告した。

これに対して、政友会高木益太郎は予算案を再度審議に付すべきであるとする動議を提出した<sup>(25)</sup>。その理由は、政府が提出した予算案の記載事項には各々の事業費は書かれていても、肝心の事業にかかる費用項目が記載されていないため事業内容は不明であり、審議できないというものであった。高木によれば、政府が提出した予算では、たとえば「臨時軍事費ノ歳入歳出追加額ヲ各千四百八十五万二千二百六十二円ト定ム」であり、その歳入の部が「一般会計繰入千二百八十二万六千八百八十八円」、「雑収入六千六百七十五円」、「官有物払下代百二十万八千四百八十三円」、「事業収入八九五四一六円」、歳出の部は「臨時軍事費千四百八十五万二千二百六十二円」と記載されているだけであった。また、「大正五年度歳入歳出総予算追加」では、「……兵工廠益金ノ増加スベキ金額三百万円ヲ經常部第三款ニ予算セリ……清酒防腐剤払下代等ノ収入百三十七万七千二百五十円ヲ臨時部第一款ニ予算セリ……軍需品ノ受託製造ニ係ル収入及山東鉄道ノ経営ニ伴ウ収入八百六十二万二千九百五十円ヲ臨時部第二款ニ予算セリ……」とされている。

次に、与党憲政会の本田恆之が立って、総額は約6000万円と巨額であるが、翌年1月1日より支払を開始するため、早期に採決すべきであると主張した<sup>(26)</sup>。また、陸軍の軍事に関する費目の性質から、その詳細を書面で提出することはできないと応答したために本会議は紛糾し、「採決、採決」、「横暴だ」、「何が横暴だ」、「政友会にそのような資格があるか」などの野次が相次いだ。前年政友会が与党であった時海軍が引き起こしたシーメンス事件が国会で追及されたが、今回は与野党が逆転した中で陸軍の軍事費の扱いをめぐる紛糾したのである。したがって、これらの野次は政友党と憲政会の確執の現れであったと考えられる。

続いて、野党から川原三郎が質問に立った<sup>(27)</sup>。そして、本会議に先立つ予算委員会で追及されていたものであるがと前置きして「……陸軍ノ軍器ヲ泰平組合ノ手ヲ経テ他ノ国ヘ払下ゲルト云ウ問題ニ付テ……」と切り出した。この発言から、これに先立つ衆議院予算委員会で泰平組合について議論されていたことが明らかになる。そして、これは前山本内閣時代に現議長の島田が追及したシーメンス事件以上の大問題であるとしている。シーメンス事件は、取次商社である三井物産がコミッションをとり、それを海軍の役人に数万円支払ったという贈収賄事件であったのに対して、泰平組合と陸軍の関係は、陸軍が自ら泰平組合という専門商社を設立させ、そこに独占的な商売をさせたことに問題があったのである。

この河原の質問した問題について、朝野がどのように見ていたかを、まず政府に批判的な『東京日

日新聞』大正 5(1916)年 1 月 25 日付社説「軍器売却問題」にみてる<sup>(28)</sup>。それによると「……大隈内閣の軍器売却事件は貴族院に於ける追加予算議事進行中、端なくも同院と政府との間の一難問題となり、政府は之が為めに秘密会を要求して、同院の認容を求めたれども其甲斐なく、更に同院各派代表者と懇談を重ねること四回に及びて交渉不調に終り……」としている。すなわち、泰平組合の問題は政府にとって都合の悪いことであり、秘密会を開き穏便に対処しようとしたが、これは失敗に終わった。このため貴族院各派の有力議員と 4 回にわたり懇談し問題を終息させようとしたが、これも不調となった。そして、この問題の本質として、兵器の売却代金を砲兵工廠特別会計に移したこと、この売却代金を一般会計に組み込まないで砲兵工廠で保管して独占的に処理しようとしたこと、そして莫大な売買手数料を泰平組合が独占的に受けていることの 3 点をあげている。すなわち、兵器の売却代金や利益をすべて陸軍の管理下にある砲兵工廠内に留め置おくとともに、兵器の売買手数料は陸軍の管理下にある泰平組合が独占的に受け取るという構造を問題視していたのである。

『東京日日新聞』とは反対に、『大阪朝日新聞』は政府を擁護した。その主張は、大正 5(1916)年 1 月 25 日「政府と軍器問題」にみることができる<sup>(29)</sup>。この記事によれば、そもそも今回の問題の発端は、連合国が日本に兵器供給を依頼してきた量が砲兵工廠の年間生産量を上回る規模であったことにあり、しかもその納入は緊急を要している。このため、陸軍内部に保管していた廃棄処分兵器を砲兵工廠に持ち込み加工補修を施したのちに、新品の兵器として輸出した。これについては、新しい兵器を作るために一般会計から出された資金を用途外に使うことは本来ならば会計法違反だという論議があるが、この緊急事態においては政府の対応は不当ではないとした。その理由は、日本にとって廃棄した兵器を補修して販売できたのなら損失にならないし、一時的に一般会計の費用で加工補修をしても、売却後その代金が一般会計に戻されるならば違法でないとするものであった。また、4 回にわたって行われた懇談会の内容を伝えて、その会合では貴族院側から、会計法中に「兵器の加工補修費は作業会計より支出する事を得」という例外法を設けてはどうかという妥協案が示されたが、妥協は成立しなかったことを伝えている。

12 月 21 日の衆議院本会議では、次いで、西村丹治朗が質問に立った<sup>(30)</sup>。西村は、兵器売却について、陸軍省、泰平組合、東京大阪の両砲兵工廠の 3 者を疑いの目で見ていと述べるとともに、欧州大戦で輸出した兵器総額は 1 億円に達している。そして、泰平組合が受け取った手数料は、当初料率が 5%で、その後段階的に 3%、2%と下がっているとはいえ、総額 340 万円から 350 万円に達している、なぜこれだけの取引を泰平組合だけが行えるのか不明であるとした。さらに、政府提出の追加予算案のなかから兵器売却の内訳として、大正 4(1915)年度東京砲兵工廠益金 96 万 4069 円、大阪砲兵工廠益金 136 万 371 円、官有物払下げ代 876 万 3105 円、雑収入 425 万 7500 円、そのほかに大正 5(1916)年度追加予算には大阪砲兵工廠益金 300 万円、官有払い下げ代 137 万 7250 円、雑収入に軍需品受託製造収入 431 万 2500 円とあり、更に臨時軍事費追加予算中の官有物払下げ代 112 万 8483 円などを合計すると、陸軍が得た益金の総額は 3000 万円に達するとした。そして、この内容を明らかにするために、兵器売却代金中の捕獲兵器、廃銃、旧式の兵器、新式の兵器割合と益金を提示することを求めた。しかし、政府は明確な数字を示さなかった。

その後も野党の追及は続き、大正 5(1916)年 2 月 23 日開催の第 37 回帝国議会衆議院予算委員会



で政友党の吉植庄一郎が質問にたった<sup>(31)</sup>。そして、ある国より日本に戦闘艦3、4隻の艦名まで指定した譲渡の申し出があり、その提示金額は約1000万円にもなっているが、軍需品や兵器の売払いが問題となっているこの時期に、政府はどのような対応を取ろうとしているのかを質した。また、陸軍は約1億円に近い兵器売却金を特別会計に繰り入れるという噂があるが、この売却代金を、一般会計ではなく特別会計に繰り入れた場合、その金額は3年か4年後でないと明らかにならないが、この事実確認をしたいというものであった。しかし、予算委員会でも兵器売却による利益を監査のゆるい特別会計に繰り入れる理由は明らかにされることはなかった。

以上のように、議会は、泰平組合が得た手数料を明らかにすることはできなかった。そのため、大正10(1921)年に陸軍が英国からの依頼で作成した資料から試算してみる<sup>(32)</sup>(表2参照)。第一次世界大戦で、日本がロシア、イギリス、フランスに供給した兵器の合計金額は、ロシアに2億74万2894円、イギリスに556万1056円、フランスに339万9881円、合計2億970万3840円に達した。これらの供給金額、すなわち輸出金額には、泰平組合の手数料が含まれているのか、含まれていないのかは不明である。含まれていたとして計算すると、手数料は、2%で約400万円、5%ならば約1000万円に達していた可能性がある。また、大正4(1915)年12月の第37回帝国議会の質疑に、欧州大戦で輸出した兵器総額は1億円に達していたこと、この時点までに泰平組合が受け取った手数料は

表2 戦役間日本ヨリ露国他ノ連合国へ供給シタル軍需品概要表

国名	種類		員数	価 格	
				小計 (円)	総計 (円)
露国	兵器	各種小銃	821,900	180,987,914	200,742,894
		同 実包	255,291,000		
		各種火砲	833		
		同 弾薬	6,801,190		
		手榴弾	32,600		
		導火索	140,960		
		各種火薬	232,880		
		方匙	110,000		
		電話機	50,000		
		振動式電話機	20,000		
	被服	紙類	1,240,018	19,478,428	
		綿ダック	138,778		
		蠟紙	2,760,000		
		半長靴	700,000		
	衛生材		271,352		
	獣医材料		5,200		
英国	兵器	各種小銃	111,000	5,561,065	5,561,065
		同 実包	52,006,440		
		軽迫撃砲	16		
		同 弾薬	4,000		
仏国	兵器	各種小銃	50,000	3,399,881	3,399,881
		同 実包	4,000,000		

出典：JACAR (アジア歴史資料センター) REF.C03025231700、欣受大日記、大正10年「欣受大日記 自6月至8月」『戦役間日本ヨリ露国他ノ連合国へ供給シタル軍需品概要表』(防衛庁防衛研究所)。

総額 340 万から 350 万になっていたとする論議があったことを勘案すると、第一次世界大戦終戦までに輸出総額が倍になっていることなどから、手数料総額は 700 万円から 1000 万円に達したと考えられる。これと同様に、陸軍の益金総額は 3000 万円であったとの論議から計算すると、約 2 倍の 6000 万円ということになる。

齋藤実海軍大臣が、明治 44 (1911) 年に、八八艦隊実現のために必要であるとした金額は、総額約 3 億 5200 万円であったが、財政難の折り認められた金額は戦艦 3 隻の建造費 9000 万円であったことから考えて、その手数料や益金の大きさがうかがえる。

第 37 回帝国議会では、泰平組合の存在や陸軍の不透明な会計処理が問題にされて、さまざまな質問が提出されたが、これに対して政府はきちんとした回答を行なおうとしなかった。このため、大正 5 (1916) 年 2 月 14 日に横田千之助が「質問第 26 号 軍需品売却及泰平組合ニ関スル質問主意書」を内閣総理大臣大隈重信宛提出した<sup>(33)</sup>。この横田の質問を受けて、陸軍内部では大正 5 (1916) 年 2 月 16 日に「衆議院議員横田千之助外一名提出質問書ニ対スル答弁書送付ノ件」を作成して<sup>(34)</sup>、予算委員会の質問に備えた (表 3 参照)<sup>(35)</sup>。

しかし、このうち陸軍が準備した資料にもとづいて泰平組合問題が議会で追及されることはなかった。これは、陸軍の議会対策が功を奏した結果、おそらくもみ消されたためであった。そして、特別会計という隠れ蓑を使い、その後一般会計に繰り入れることとした利益金が、砲兵工廠に留保された後、どのように使用されたのかは現在のところ不明である。また、陸軍がこの利益金を国防の充実に充てたとする資料もみあたらない。

泰平組合の問題はシーメンス事件と異なり、逮捕者が出ることも司直の手で裁かれることもなかった。このため、その全貌はつかめないが、泰平組合が陸軍から多額の手数料を受け取っており、また泰平組合が退役する高級軍人の再就職先となって、両者はさらに癒着を深める結果になった。また、この手数料の一部は砲兵工廠内の噂ではあるが、高級将校への賄賂として使われた可能性が高い。時期は後のことになるが、昭和 11 (1936) 年陸軍造兵廠長官植村東一中将が造兵廠への納入業者から様々なものを家族ぐるみで受け取っていたことが明らかとなり、収賄容疑で逮捕起訴される事件がおきた<sup>(35)</sup>。そして、この事件には大倉組が贈賄側として関与していた。この事件から類推すると、大正 4 (1915) 年に議会で追及しきれなかった泰平組合の砲兵工廠内での行動は、造兵廠長官植村東一

表 3 第 37 回帝国議会衆議院予算委員会答弁用

	外国譲渡主要払い下げ単価 (円)
三十式歩兵銃	13.230 ~ 18.950
三八式歩兵銃	31.200 ~ 47.430
大口徑砲	6000.000 ~ 38000.000
中口径砲	4794.000 ~ 11000.000
小口径砲	1836.000 ~ 2667.000

出典：JACAR (アジア歴史資料センター)

REF.C03010032500 (第 5 画面目) 大日記甲輯,  
大日記甲輯 大正 05 年『衆議院議員横田千之助  
外一名提出質問書ニ対スル答弁書送付ノ件』  
(防衛庁防衛研究所)。

中將への贈賄と同様のものと考えられる。このことから、砲兵工廠と泰平組合の癒着関係は、議会で追及される前、すなわち泰平組合設立の明治 41（1908）年から昭和 11（1936）年まで続いていたとすることができる。別の言い方をすれば、泰平組合が存続した全期間に癒着関係があったともいえるのである。

ここまで、陸軍が特別会計という手法を使い砲兵工廠内に益金を隠匿したことや、泰平組合の手数料問題をみてきたが、日露戦争以後の陸軍は、国を守る軍人としての行動ではなく、2 個師団増設に代表される省益追求に奔走する軍服を着た官僚という行動様式を示していたのである。

## おわりに

明治 40（1907）年に策定された「帝国国防方針」は、本来ならば戦略的に決定されるべき兵力整備計画を、日露戦争の論功行賞の色合いを色濃く残して、陸海軍双方の要求をそのまま容れて決定された。そこでは、陸軍はロシアを仮想敵国として複数師団の増設を要求し、海軍は仮想敵国を太平洋対岸のアメリカとして、戦艦の整備計画を進めるとされた。その結果、陸軍と海軍を統合的に運用する計画が存在しないまま、軍備増強を開始することになった。この結果、陸海軍各々の都合によって定められた国防方針によって、国防よりも陸海両省の省益が優先されるようになっていった。

日露戦争後の日本は経済的に疲弊していたため、陸海軍が要求するとおりに軍備拡張を行うことは不可能であった。そのようななかで、イギリスの戦艦「ドレッドノート」の出現によって、従来の戦艦は一気に旧式化する事態にいたった。このため、日本は乏しい財政の中から海軍を優先して予算措置を講ずることとした。これに対して陸軍は、「帝国国防方針」に定められた平時 25 個師団体制に到達する前段階としての未整備 6 個師団中 2 個師団の増設を要求したが認められなかった。このため、陸軍内部に海軍や政府に対する強い不満が発生した。この陸軍の不満は、予算を審議する議会に持ち込まれることとなり、その結果、この問題は政局化し、与党と野党の対立は熾烈になっていった。このような険悪な空気の中で持ち上がったのが海軍のシーメンス事件であった。このため、議会は混乱し、ついには与野党が逆転するという事態に立ち至った。ところが、第一次世界大戦の勃発により主戦場の欧州から遠い日本には空前の軍事特需が生まれることとなった。このため、陸軍は保管していた兵器をすべて供給し、さらに配備中の砲を回収し保守点検後ロシアに提供するなど出来るだけのことを行ったが、要求量を満たすものではなかった。これら大量の兵器を扱うことができるのは陸軍の肝いりで設立された泰平組合に限られていた。このため、泰平組合は莫大な利益を独占した。泰平組合の益金は議会で追及されたが、陸軍と一体の商社であったことから、省をあげて対応策を講じた結果、その実態は明らかにされることなく収束していった。

このようにみえてみると、海軍のシーメンス事件、そして陸軍の泰平組合問題は、日本の国防を担う 2 大勢力が、怠惰な官僚組織であり、汚職構造を内在する組織となっていたことを示している。その背景にあったのは、日露戦争後に策定された明治 40（1907）年の「帝国国防方針」であった。「帝国国防方針」が、国内外の情勢に関係なく、論功行賞的な軍備拡張方針を出し、陸海軍はこの方針をよりどころに軍備拡張を自己目的化していく官僚組織となっていたのである。

注

- (1) 黒野耐『帝国国防方針の研究—海軍国防思想の展開と特徴—』総和社, 2000年。
- (2) 柴田善雅「陸軍軍命令商社の活動」『中国研究月報』第58巻第5号, 2004年5月, 1～19頁。
- (3) 中川清「明治大正期における兵器商社高田商会」『白鷗法學』創刊号, 1994年4月, 193～240頁。
- (4) 黒野耐『日本を滅ぼした国防方針』文藝春秋, 平成14年, 86頁。
- (5) 同上書, 87頁。
- (6) 同上書, 89頁。
- (7) 同上書, 114頁。
- (8) 同上書, 105頁。
- (9) 同上書, 110頁。
- (10) 17個師団から19師団にするために必要な師団数が2個師団であったことから、「2個師団問題」と称された。
- (11) 黒野耐『日本を滅ぼした国防方針』113頁。
- (12) 同上書, 151頁。
- (13) 直接天皇に意見を申し述べること。
- (14) 田村尚也「大日本帝国海軍, 栄光の50年史—八八艦隊への道—」『歴史群像』第85号, 2007年10月号, 41頁。Dreadnoughtは, 単一口径の巨砲をできるだけ多く搭載するというコンセプトにもとづき中間砲や副砲を全廃する一方, 主砲の30.5センチ砲を10門搭載した。また従来のレシプロ機関に代えてタービン機関を搭載し, 従来の装甲巡洋艦並みの21ノットの高速を実現した。このタイプの戦艦をド級戦艦という。
- (15) 黒野耐『日本を滅ぼした国防方針』115頁。
- (16) 同上書, 115頁。
- (17) 同上書, 151頁。
- (18) 「陸海軍拡張と歳入不足」『東京朝日新聞』大正1年11月23日[神戸大学図書館「新聞記事文庫」財政(1-028)]。
- (19) 黒野耐『日本を滅ぼした国防方針』116頁。
- (20) 「砲兵工廠の乱脈」(一)～十三『万朝報』大正2年6月19日～7月7日[神戸大学図書館「新聞記事文庫」労働(1-063)]。
- (21) JACAR(アジア歴史資料センター) REF.A07050014700(第28画像目)内閣, 帝国議会議事録, 第35回帝国議会・(第35, 36回議会)衆議院議事録・大正3年12月7日～大正3年12月25日(解散)『第35回第36回帝国議会 衆議院議事速記録』(国立公文書館)。
- (22) JACAR(アジア歴史資料センター) REF.C03025305600 陸軍省大日記, 欧受大日記, 大正11年「欧受大日記02月」, 『兵器製造調査委員会記事並調査書類報告ノ件』(防衛庁防衛研究所)。
- (23) 同上(第41, 42画像目)。
- (24) JACAR(アジア歴史資料センター) REF.A07050015900(第162画像目)内閣, 帝国議会議事録, 第37回帝国議会・衆議院議事録・大正4年12月1日～大正5年2月28日『第37回帝国議会衆議院議事速記録』(国立公文書館)。
- (25) 同上(第162画像目)。
- (26) 同上(第163画像目)。
- (27) 同上(第163から164画像目)。
- (28) 「軍器売却問題 調査委員に附すべし(社説)」『東京日日新聞』大正5年1月25日[神戸大学図書館「新聞記事文庫」財政(8-034)]。
- (29) 「政府と軍器問題」『大阪朝日新聞』大正5年1月25日[神戸大学図書館「新聞記事文庫」財政(8-036)]。
- (30) JACAR(アジア歴史資料センター) REF.A07050015900(第165画像目)内閣, 帝国議会議事録, 第37回帝国議会・衆議院議事録・大正4年12月1日～大正5年2月28日『第37回帝国議会衆議院議事速記録』(国立公文書館)。
- (31) JACAR(アジア歴史資料センター) REF.C03010032500(第26画像), 大日記甲輯, 大日記甲輯 大正05年『衆議院議員横田千之助外一名提出質問書ニ対スル答弁書送付ノ件』(防衛庁防衛研究所)。
- (32) JACAR(アジア歴史資料センター) REF.C03025231700, 欧受大日記, 大正10年「欧受大日記自6月至8月」『戦役間日本ヨリ露国他ノ連合国ヘ供給シタル軍需品概要表』(防衛庁防衛研究所)。
- (33) JACAR(アジア歴史資料センター) REF.C03010032500(第8画像目), 大日記甲輯, 大日記甲輯大正0年『衆議院議員横田千之助外一名提出質問書ニ対スル答弁書送付ノ件』(防衛庁防衛研究所)。その内容は, 「1. 政府カ欧州動乱ノ勃発以来泰平組合ノ手ヲ経テ與国ニ売リ渡シタル軍需品ノ種類並總数如何, 2. 前記各種軍用品ノ単価如何, 3. 多額ノ軍需品売却ノ為出師準備ニ欠陥ヲ生スルコトナキヤ如何, 4. 軍用品売却代金ノ

外泰平組合ハ荷造料其ノ他ノ名義ヲ以テ多額ノ金員ヲ與国ヨリ受ケ取リツツアリト聞ク其ノ有無及果タシテ其ノ事實アリトセハ其ノ詳細如何, 5. 貴族院ハ大正五年二月一日左ノ通院議ヲ公表セリ政府ガ陸軍軍用品ヲ加工修理シテ之ヲ與国ニ供給シタルコトハ機宜ノ処分トシテ異議無キ所ナルモ其ノ經理ニ関スル方法ハ會計法規ニ照シ当ヲ得タルモノト認メ難シ依テ政府ハ将来相当ノ処置アラムコトヲ望ム 此ノ決議ニ対スル政府ノ所見如何, 6. 政府ハ與国軍需品ヲ売却スルニ際シ故ラニ泰平組合ヲ經由セシメタル理由如何且売却ノ仲介ヲ泰平組合ノミニ独占セシメタル理由如何, 7. 政府ハ泰平組合ヲシテ今後引続キ與国ニ対スル軍用品供給ノ特權ヲ独占セシムル意思アリヤ否, 8. 泰平組合ハ軍用品売却取扱上與国ニ対シ不都合ノ所為アリシ為與国ニ於イテハ購買手續キ方法変更シタリト聞ク其ノ真否如何, 9. 軍用品売却ニ付キ当局者ニ対シテ奇怪ナル風評アリト聞ク政府ハ之ニ対シ可等カノ調査ヲ為シタリヤ否」。

(34) 同上史料 (第 17 画像目)。

(35) 大倉財閥資料『陸軍造兵廠贈賄事件裁判 I (全 13 冊ノ内 1 冊)』昭和 12 年 (東京經濟大学図書館)。